

川崎市企業市民交流事業推進委員会委員公募要領

(目的)

第1条 この要領は、川崎市企業市民交流事業実施要綱第4条に規定する委員の公募にあたり、応募資格等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(応募資格)

第2条 委員の応募資格は、次のとおりとする。

- (1) 原則として年齢18歳以上の者(就任する年度の4月1日に18歳になる者も含む)
- (2) 川崎区内に住所を有する者、川崎区内で働き、若しくは学ぶ者又は川崎区内において事業活動その他の活動を行う者
- (3) 本市職員でない者。ただし、市退職職員は応募することができる。

(公募人数)

第3条 公募による委員の数は、2人程度とする。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。

(申込方法及び申込期間)

第5条 応募する者は、次に掲げる事項を記載したもの(以下「申込書」という。)に小論文(800字程度の内容)を添付して、応募するものとする。

- (1) 住所、氏名、電話番号、性別及び生年月日
 - (2) 現在の職業及び主な職歴
 - (3) 地域での活動経験
 - (4) 応募理由(簡潔に記載したもの)
- 2 前項の申込書及び小論文の様式は自由とし、返還しないものとする。
 - 3 小論文のテーマは、区長が別に定めるものとする。
 - 4 申込期間は、別に定めるものとする。ただし、郵送で申し込む場合は、申込期間内必着とする。

(選考方法等)

第6条 川崎市企業市民交流事業推進委員会公募委員選考委員会(以下、選考委員会という。)を設置し、書類選考などの方法により選考するものとする。

- 2 選考結果は、応募者本人に通知するものとする。
- 3 選考委員会の設置は別に定める。

(特例)

第7条 公募を行った場合において、次に掲げる理由で公募人数に満たないときは、その満たない人数に限り、公募によらないで委員を区長が選任することができる。

- (1) 申込者数が公募人数に満たなかったとき
- (2) 申込資格を有する申込者が公募人数を満たさなかったとき
- (3) 前条第1項の規定による選考の結果、該当者が公募人数に満たなかったとき

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年1月5日から施行する。